

仕 様 書

- 1 名称
令和7年度 新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業
- 2 履行期間
契約締結日から令和8年3月23日（月）まで
- 3 履行場所
大阪市淀川区及び東淀川区の新大阪駅周辺

4 目的

新大阪駅は東海道新幹線と山陽新幹線の境界駅となっており、将来的にはリニア中央新幹線の乗入れも検討されるなど、大阪の玄関口としての役割を果たしていることから、発災のタイミング次第では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が想定される。

帰宅困難者対策は、駅周辺等における混乱を防止し、周辺住民の生活を守るとともに、災害発生時の一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導や情報提供、徒歩帰宅者への支援等多岐にわたる。

そのため、膨大な人数の帰宅困難者への対応は、大規模災害発生により、想定される多数の死傷者・避難者に対して、公的な災害対応が迫られる中、行政機関による「公助」には限界があり、「自助」「共助」による総合的な備えが不可欠である。

区役所は、関係機関と協力して駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞在スペースの提供や滞留者への支援について協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める必要があることから、「新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会（以降、協議会）」の支援を行い、「新大阪駅周辺地区エリア防災計画」に基づき帰宅困難者対策の推進及び充実をめざす。

5 令和元年度から令和6年度の実施内容について

令和元年度は、民間企業25社・鉄道事業者4社・地域3団体、府立高校1校からなる「協議会」の運営支援を行った。また、平成31年3月に策定した「新大阪駅周辺地区エリア防災計画（帰宅困難者対策計画）」に基づき、駅周辺で帰宅困難者対策実地訓練を実施し、その結果等を踏まえて「情報提供拠点」及び「一時滞在スペース」の個別運営マニュアル（案）の策定に着手した。

令和2年度は、「鉄道事業者」及び「情報提供拠点・一時滞在スペース」それぞれの関係機関と専門的な検討会議を開催し、それぞれの役割と他の関係機関との連携方法について確認した。また、一時滞在スペース候補地において、帰宅困難者対策実地訓練を実施し、訓練の様子を動画撮影したものを協議会において共有した。あわせて、令和元年度に作成した「情報提供拠点」及び「一時滞在スペース」の個別運営マニュアルを正式に策定した。

令和3年度は、「一斉帰宅の抑制」が個々の事業所、施設内等で着実に実行できるよう、日ごろから備えておくべきこと、想定しておくべきことの気づきにつなげ、個々の防災力向上および「エリア防災計画」内の「平常時の備え」等について内容の充実を図ることを目的とした、帰宅困難者対策ゲームKUGを行いながら、図上訓練を開催した。

あわせて、「エリア防災計画」、「情報提供拠点」及び「一時滞在スペース」の運営マニュアルの更新を行った。

令和4年度は、情報提供拠点及び一時滞在スペース候補地において、帰宅困難者対策実地訓練を実施し、明らかとなった課題等を今後の検討事項として整理した。また、個々の事業所、施設内等で一層「一斉帰宅の抑制」に取り組まれるよう自助の視点などを取り入れた新たな啓発チラシを作成した。あわせて、「エリア防災計画（別冊）」の更新を行った。

令和5年度は、個々の事業所での帰宅困難者対策や情報提供拠点の開設・運営への協力について実態調査を行った。実地訓練では、調査を基に情報提供拠点への協力が可能な事業所を中心に、今年度新たに作成の「情報提供拠点開設・運営ツール」を活用しての情報提供拠点開設・運営訓練を開催した、あわせて「エリア防災計画」の更新を行った。

令和6度は、実地訓練において、情報提供拠点及び一時滞在施設への協力が可能な事業所を中心に、昨年度作成の「情報提供拠点開設・運営ツール」と今年度新たに作成した「一時滞在施設開設・運営ツール」及び新たな情報連携オンラインツール（LINEWORKS）を活用して開設・運営訓練をした。また、「情報提供拠点開設・運営ツール」と「エリア防災計画」の更新を行った。

6 令和7年度業務内容

当該業務は、これまでの取組内容を踏まえること。また、必要な感染症拡大防止対策を講じること。

(1) 協議会の運営支援【最低3回】

ア 協議会を開催するにあたり、日程調整、資料作成、資料準備、議事進行及び議事録の作成を行うこと。

なお、活発な議論が行えるよう会議運営方法を工夫すること。

イ 幅広い視点で建設的な議論がなされるよう、協議会に対して防災に関する専門的な知見を踏まえた具体的施策等の提案や助言を行うこと。また、帰宅困難者対策が円滑に実施されるよう、新大阪駅周辺の鉄道事情・企業・地域団体等の特性を把握したうえで提案や助言を行うこと。

ウ これまでの取組で明らかとなった課題等の解決に向けた勉強会及び啓発等、具体的施策の提案や助言を行うこと。また、新大阪駅周辺企業の帰宅困難者対策の取組みを促進するような具体的施策等の提案や助言を行うこと。

(2) 訓練の企画・実施【最低1回】

訓練の実施については、「新大阪駅周辺地区エリア防災計画」に基づく「情報提供拠点」、「一時滞在施設」を想定した実地訓練とし、感染症が発生している状況下においては、その対策へも配慮を行うこと。（訓練の進行、会員との事前調整、物品の準備、資料作成、資料準備及び会場準備等）

(3) 「新大阪駅周辺地区エリア防災計画」の更新

協議会での協議内容等を「新大阪駅周辺地区エリア防災計画」に反映すること。

(4) 「情報提供拠点」、「一時滞在施設」の運営マニュアル・情報提供拠点開設・運営ツールの更新の更新

「大阪駅周辺地区エリア防災計画」に基づき実施する訓練や協議会での協議内容等を、「情報提供拠点運営マニュアル」・「一時滞在施設運営マニュアル」・「情報提供拠点開設・運営ツール」に反映すること。

(5) 事業報告書の作成・提出

ア 事業報告書には次の項目を反映させること。

- ・帰宅困難者対策協議会の活動状況、議事録
- ・「新大阪駅周辺地区エリア防災計画」更新版 50 部
- ・「情報提供拠点」、「一時滞在施設」の運営マニュアル 各 50 部
- ・「情報提供拠点開設・運営ツール」に反映すること。

イ A 4 版冊子（15 部）及びデータ（CD-R 等の磁気媒体）で提出

- ・カラー写真などを盛り込み、見やすさに配慮すること。

ウ エリア防災計画などの各マニュアルを A 4 版カラー冊子にて 50 部提出

7 本業務担当者の責任

本業務を担当する主たる担当者(責任者)は業務終了まで専任とし、業務を遂行するものとする。

8 書類の提出

着手時（契約締結後 14 日以内） 業務計画書 1 部

9 再委託について

- (1) 契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記ア・イに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

10 委託の留意点

- (1) 当該業務を公正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとらなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (3) 受託者は、成果物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- (4) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

- (5) 受託者は、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときはその改変に同意する。
- (6) 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- (7) 受託者は、契約締結後行う業務開始時の打合せのほか、委託者が必要と判断した場合は打合せに応じること。
- (8) 資料及び会議録等の本市への提出にあたっては、責任者が必ず内容の確認を行うこと。
- (9) 受託者が業務遂行に要したアンケート用紙や資料の作成や提出に係る費用、また、打合せ等へ参加するための交通費等は受託者の負担とする。
- (10) 別紙「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」の規定を遵守すること。
- (11) 別紙「暴力団等の排除に関する特記仕様書」の規定を遵守すること。
- (12) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東淀川区役所総務課（連絡先：06-4809-9625）に報告しなければならない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪府条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること